

利用者保護を図るための情報提供

1.資金決済法14条1項の趣旨及び同法31条1項に規定する権利の内容

弊社は、事業の破綻によって本サービスを利用することができなくなることによって生じるリスクから利用者の皆様を保護するために、資金決済法14条1項に基づいて、基準日未使用残高（毎年3月31日・9月30日時点における未使用残高で、資金決済法3条2項に定めるところにより算出したものをいいます。）の2分の1以上の金額を供託しています。利用者の皆様には、こちらの供託金（発行保証金）から、前払式支払手段に係る債権に関して、弊社に対する他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利がございます。

2. 発行保証金の保全の方法

前述のとおり、弊社は発行保証金を法務局へ供託しております。

3.利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

弊社は、Gyomuca マネーの紛失、盗難等により、利用者が生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。

補償に関する相談窓口及びその連絡先

相談窓口：株式会社神戸物産 Gyomuca サポートセンター

連絡先：電話番号 0120-990-889

弊社は、上記の不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。